

放射性物質移行挙動評価技術向上業務  
に関する労働者派遣契約

仕 様 書

# 放射性物質移行挙動評価技術向上業務に関する労働者派遣契約 仕様書

## 1. 目的

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所 高速炉研究開発部 原子炉安全工学グループ（以下「機構」という。）では、ナトリウム冷却高速炉（以下「高速炉」という。）の放射性物質移行挙動評価技術向上に係る研究開発を行っている。

本仕様書は、同評価技術向上に係る研究開発の一環として実施する「放射性物質及びエアロゾル移行挙動に係る実験解析」、「設計統合評価手法のナレッジ整備」、「計算機システム等の整備・運用・維持管理」並びに「関連技術資料の作成」に従事する労働者の派遣について定めたものである。なお、本件は、「令和5年度高速炉実証炉開発事業（基盤整備と技術開発）」の一環として実施するものである。

## 2. 業務内容

- (1) 放射性物質及びエアロゾル移行挙動に係る実験解析
  - ①エアロゾル挙動解析コード ABC-INTG、格納施設安全解析コード CONTAIN-LMR 等を用いたエアロゾル移行挙動に係る実験解析
  - ②その他、機構が必要と認めた解析コードを用いた計算及び関連する実験データの収集・整理
- (2) 設計統合評価手法のナレッジ整備
  - ①機構が過去に実施した安全評価技術向上に係る実験研究（ナトリウム-水反応、ナトリウム燃焼、ナトリウム-コンクリート反応等）の実験データ（ノウハウ情報を含む）の収集・整理・文書化
  - ②その他、機構が必要と認めた実験データ及び高速炉の格納容器内事象等に関する解析結果の収集・整理・文書化
- (3) 計算機システム等の整備・運用・維持管理
  - ①実験解析及び安全解析に用いる計算機システム並びに OA 用パソコンの性能を維持するための整備・運用・管理
- (4) 関連技術資料の作成
  - ①上記（1）～（3）の業務の実施内容に基づく、資料（技術メモ、成果報告書、外部発表資料）の作成

## 3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

- (1) 派遣労働者の基本的要件
  - ①文章作成、表計算及びプレゼンテーション用ソフトウェアを用いて標準的な資料作成を実施することができる。
- (2) 技術的要件
  - ①安全評価技術向上に係る実験研究（ナトリウム-水反応、ナトリウム燃焼、ナトリウム-コンクリート反応等）の実験データ（ノウハウ情報を含む）の収集・整理・文書化に係る作業の実務経験を有していること。
  - ②化学（ナトリウムの化学反応）及び工学（熱流動、エアロゾル、燃焼、原子力、放射線）に関する専門的知識を有し、かつこれらの知識に基づき原子力プラントを対象とした以下の解析の実務経験を有していること。
    - ・放射性物質及びエアロゾルの移行挙動に関する解析
    - ・ナトリウム燃焼、ナトリウムの化学反応に関する解析
    - ・格納容器内事象に関する解析

- ③解析実施時のトラブル（計算の発散、温度・速度場の非物理的な振動等の不具合）が発生した際、化学及び工学並びにプログラミングに関する専門的知識に照らして独自に解決策を検討・具体化し、解析コードの改修等を実施する実務経験を有していること。
- ④FORTRAN プログラミングの知識とこれを使用した解析の実務経験を有していること。
- ⑤Windows 及び Linux システムを使用した技術計算・処理及び当該システムの運用・管理の実務経験を有していること。

(3) 業務遂行にあたり派遣労働者が具备すべき条件

- ・業務上の問題点を複数の専門的知識に照らして分析した上で、問題の解決策を具体化し、この解決策に基づき正確に作業を遂行できる。
- ・指示された作業を把握し、問題なく対応できる。
- ・指示された作業の計画の作成を的確に行える。

(4) 派遣労働者の条件

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」

(5) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

- ・役職なし。

4. 組織単位

大洗原子力工学研究所 高速炉研究開発部 原子炉安全工学グループ

5. 就業場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所

高速炉研究開発部 原子炉安全工学グループ

TEL: 029-267-4141

高速炉安全性第 5 試験室、その他指揮命令者と事前に定めた場所（いずれも一般区域（非放射線管理区域））

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

また、在宅勤務にあたっても、機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所

高速炉研究開発部 原子炉安全工学グループリーダー

TEL: 029-267-1919（内線：6743）

7. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

## 9. 就業時間及び休憩時間

- (1) 就業時間 9時から 17時30分まで
- (2) 休憩時間 12時から 13時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

## 10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構  
運営管理部 労務課 副主幹

## 11. 派遣人員

1名

## 12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

## 13. 提出書類（部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

- (1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付又は取得日付を含む。
- (6) その他必要となる書類

## 14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

## 15. 特記事項

- (1) 当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。
- (2) 派遣元会社の派遣労働者が、本仕様書の定める業務従事中に行った職務に属する発明、考案、創作または著作（プログラムを含む）、その他すべての知的財産は、日本原子力研究開発機構の知的財産取扱規程（17(規程)第72号）等の規則に従うものとする。

以上